

学校感染症による出席停止基準等について

学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則 18 条）

分類	病名	出席停止の期間
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ病、急性灰白髄炎、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ、ジフテリア	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
	結核	症状により感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 ※その他の感染症とは： ノロウイルス感染症、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症 等	医師が感染のおそれがないと認めるまで

※「学校保健安全法施行規則」一部改正 令和5年4月28日公布、5月8日施行

※今後、出席停止の扱いについて新たな通知等がありましたら、最新の基準に従うこととします。

＜インフルエンザ出席停止期間早見表＞

	発症日	発症後							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	○		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	○		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	○		
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	○	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	○
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

＜新型コロナウイルス感染症出席停止期間早見表＞

	発症日	発症後						
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に軽快 した場合	発熱	軽快	軽快後1日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	○	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
発症後2日目に軽快 した場合	発熱	発熱	軽快	軽快後1日目	発症後4日目	発症後5日目	○	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
発症後3日目に軽快 した場合	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快後1日目	発症後5日目	○	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
発症後4日目に軽快 した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快後1日目	○	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
発症後5日目に軽快 した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快後1日目	○
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

※発症日とは発熱等が始まった日を指しますが、病院受診時に医師に確認してください。

※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します